

産後ケア事業のご案内

産後も安心して子育てができるよう、からだところのケアおよび育児をサポートします。

対象者(全てに該当する人)

- 春日井市内に住所がある人
- 出産後1年未満の母親と乳児
- 母親の心身のケアや育児のサポートを必要とする人

※次に該当する人は対象となりません

- ・母親または乳児が感染症に罹患している
- ・母親に入院加療の必要がある
- ・母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある



	ショートステイ(宿泊型)	デイサービス(通所型)	アウトリーチ(訪問型)
利用できるサービス	病院や助産所に宿泊しサポートを受けます。	病院や助産所に通所しサポートを受けます。	助産師が自宅を訪問しサポートをします。
利用内容は裏面を参照してください。			
料金 ※直接事業所へお支払いください。	1日につき3,000円 (食事を含む) 午前10時から翌日午後4時までを1泊2日とします。 1泊2日の場合、利用日数は2日となり、利用料金は6,000円となります。	1日につき2,000円 (食事を含む) 午前10時から午後4時までの利用を1日とします。	1回につき1,000円 午前9時から午後5時までのうち、3時間程度を1回とします。利用は1日1回までです。
利用日数	あわせて7日まで		
利用施設	市が委託する事業所(医療機関及び助産所) ※市ホームページの委託事業所一覧で確認してください。		

申込み方法

母子健康手帳の交付後からサービスの利用を希望する日までに、こども家庭支援課に申請してください。(電子申請可)

問い合わせ先

春日井市こども家庭支援課(こども家庭センター)

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地(春日井市役所2階)

電話: 0568-85-6170

春日井市ホームページ

春日井市産後ケア事業



産後ケア事業についてのQ & A

Q1 対象となるサービスは、どのようなものですか。

A1 助産師や看護師等の専門のスタッフから、母親のからだところのケア（母親の身体的なケアや産後の生活のアドバイス、乳房のケアやトラブルについての相談、授乳方法の指導）、育児のサポート（沐浴やスキンケアなどの育児手技の指導及び相談）を受けることができます。

Q2 どこで産後ケアを受けられますか。

A2 市が委託している事業所（市内・市外の医療機関と助産所）で受けることができます。事業所によって実施しているサービスや受け入れるお子様の月齢が異なります。市ホームページで産後ケア事業委託事業所一覧をご確認ください。希望する事業所に直接申込み後、サービスの利用開始となります。

Q3 食事は何食つきますか。

A3 ショートステイは1泊2日で4食（1日目の昼食と夕食、2日目の朝食と昼食）、その後1泊ごとに3食追加となります。デイサービスは1食（昼食）となります。

Q4 ショートステイで個室を希望していますが、追加で料金が必要ですか。

A4 個室の追加料金はありません。ただし、個室が用意できない場合があります。

Q5 ショートステイ、デイサービスの利用に、必要なものはありますか。

A5 母子健康手帳を必ずご持参ください。乳児のおむつ、おしり拭き、粉ミルク、母親の産褥パット、母乳パット等、事業所で準備のあるものもありますが、必要な持ち物は、事業所にご確認ください。

Q6 利用日までに承認通知書が届きません。どうすればいいですか。

A6 電子申請は即日申請できるため、利用日までに申請をすれば、事業所の利用は可能です。事業所に直接連絡し、サービスの利用を開始してください。事業所が市へ承認の有無を確認します。

Q7 承認通知書を紛失しました。どうすればいいですか。

A7 市ホームページで産後ケア事業「登録承認通知書再交付申請」の手続きをしてください。

Q8 キャンセルしたい場合、どうすればいいですか。

A8 速やかに事業所へ連絡をしてください。キャンセル料が発生する場合があります。

産後ケア事業の流れ

